

江田島市移住・定住ポータルサイト改修事業委託業務に係る公募型プロポーザル募集要項

I 公募型プロポーザルの目的

- ・本市は、市外からの移住・定住促進を目的としてサイト「hodohodo」を開設しており、一定数のアクセスを得ている。
- ・しかし、現在のサイトは、移住・定住促進施策を進めるに際し、訴求力が高いと思われるカテゴリの新設や、掲載情報に変更が生じた場合など、更新が必要となった場合に、サイト運用担当職員の作業により更新できる機能を有していない。
- ・このため、概ねサイト全般をサイト運用担当職員の作業により更新が可能となる機能を付加するよう全面的な改修を行うとともに、更に移住・定住希望者に対する訴求力の高いサイトとするためのアイデア及びそれに基づく改修を実施する事業者を募ることで、本市の移住・定住促進を図るため、公募型プロポーザルを実施するものである。

II 委託業務内容

1 業務名

江田島市移住・定住ポータルサイト改修事業（以下「本事業」という。）

2 委託期間

契約締結の翌日から令和5年（2023年）3月15日（水）まで

3 業務内容

別紙「江田島市移住・定住ポータルサイト改修事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

4 事業費

2,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

5 事務局

江田島市大柿町大原 505 番地 江田島市企画部企画振興課

TEL：0823-43-1630 FAX：0823-57-4433

E-mail：kikaku@city.etajima.hiroshima.jp

III 応募者の参加資格

1 応募者の構成など

(1) 応募者の定義

応募者とは、発注者が仕様により要求する項目及び自らが提案する改修案を確実に遂行するために必要な経営能力、技術能力を備えた企業・事業者（以下「企業等」という。）又は複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

(2) 代表企業の選定

応募グループで応募する場合は、代表となる企業等1者を定め、グループを構成する企業等の参加表明書（様式第1号）をとりまとめて提出すること。その際、応募グループの構成企業等が受け持つ業務範囲等について、構成企業等の間で交わした協定書（様式任意）の写

しを添付すること。

なお、代表企業等は、本市との協議の相手方となるとともに、応募グループの構成企業等は、本業務の実施について、連帯して責任を負う。

(3) 複数応募の禁止

本業務に単独で応募する企業等又は応募グループの構成員である企業等は、他の応募グループの構成員となることはできない。

2 応募者の参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 本事業の実施に必要な知識、経験、技術的能力を有すること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 本プロポーザルの公告の日から企画提案書の提出日までの間、国及び地方公共団体の競争入札参加有資格者指名停止等の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 17 条若しくは第 18 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

カ 国税、地方税を滞納している者

キ 江田島市暴力団排除条例（平成 23 年江田島市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団及び同条第 2 号の暴力団員並びに同条第 3 号の暴力団密接関係者に該当する者

3 その他

(1) 上記 2 の資格については、応募グループの総体で判断する。

(2) 公告日から優先交渉者決定の日までの期間に、応募者が資格など条件を欠くこととなった場合若しくは応募グループの構成員が上記 2 に抵触した場合は失格とする。

IV 参加に関する手続

1 募集スケジュール

プロポーザルの実施案内（公告）	令和 4 年 10 月 19 日（水）
募集要項等の配布	公告日～令和 4 年 10 月 25 日（火）
質問の受付	公告日～令和 4 年 10 月 26 日（水）
質問に対する本市からの回答期限	令和 4 年 11 月 2 日（水）
参加表明書の提出期限	令和 4 年 11 月 7 日（月）午後 5 時
辞退届の提出期限	令和 4 年 11 月 17 日（木）午後 5 時
企画提案書等の提出期限	令和 4 年 11 月 21 日（月）午後 5 時
プレゼンテーション、選考	令和 4 年 12 月上旬
選考結果の通知	令和 4 年 12 月上旬

2 募集要項等の配布

(1) 配布方法

江田島市役所企画部企画振興課(江田島市役所本庁舎3階)で配布する。なお、江田島市ホームページからもダウンロード可能とする。

(2) 配布期間

公告日から10月25日(火)まで

3 質問書の受付

(1) 提出方法

本プロポーザルに係る質問がある場合には、「質問書(様式第3号)」を記入の上、事務局宛てにEメールで提出すること。なお、質問書を送信した際には必ずその旨を事務局宛てに連絡し、質問書の着信を確認すること。

(2) 質問の受付期間

公告日から10月26日(水)まで (江田島市役所の閉庁日を除く)

(3) 質問への回答

質問書の提出があった場合には、11月2日(水)を期限として質問者及び応募者に対し随時回答する。

4 参加表明書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本募集要項、仕様書及び江田島市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

ア 参加表明書	様式第1号
イ 会社概要書	様式第2号
ウ 法人登記簿謄本	履歴全部事項証明書で申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
エ 印鑑登録証明書	申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
オ 納税証明書	国税及び本店所在地の地方税に未納がないことを証する証明書(納税証明書や完納証明書など)で、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
カ 財務諸表等の写し	直近決算の財務諸表及び税務申告書の写しなど

(2) 提出期間

公告日翌日の午前8時30分から令和4年11月7日(月)午後5時まで(江田島市役所の閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により事務局へ提出すること。

5 企画提案書等の提出

企画提案書は、次の記載内容の項目を全て記した上で、提案書類提出書(様式第5号)及び基本計画書(様式第6号)とともに提出すること。

(1) 企画提案書への記載内容

表紙には「江田島市移住・定住ポータルサイト改修事業委託業務 企画提案書」と記載するとともに、応募者名を記載すること。

ア 事業実施に関する基本的な内容

(ア) 推進体制

- a 本事業の全体管理責任者を明らかにするとともに、実施体制図を作成すること。
- b 提案する改修案の実施体制を明らかにすること。

(イ) 類似事業等に関する業務実績

サイトの構築や改修など、類似業務を実施した実績（発注者、事業実施年次、事業内容）を記載すること。なお、行政機関のサイト改修の実績があれば、積極的に記載すること。（複数記載可）

(ウ) 本事業の業務実施スケジュール

(エ) 受託時の見積額（消費税及び地方消費税を含む額とすること。）

イ 改修案に関する企画提案

応募者が提案するサイト「hodohodo」の改修案を具体的に記載すること。なお、改修案として企画提案書に記載すべき内容は、仕様書を参照すること。

(2) 提出部数

ア 提出部数

正本 1 部， 副本 11 部

イ 書式体裁

企画提案書は， A 4 判とすること。

ウ その他

企画提案書は， 1 者 1 提案とする。また， 採用された提案の著作権は， 江田島市に帰属する。

(3) 提出期限

令和 4 年 11 月 21 日（月） 午後 5 時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は， 配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により事務局へ提出すること。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した応募者に対してプレゼンテーションの実施を求めるとともに， 必要に応じてヒアリングを実施する。プレゼンテーションは提出済みの企画提案書を用いて行うこととし， 追加資料の提出を認めない。なお， プレゼンテーションの詳細な日時， 場所， 内容等については， 事務局から応募者に通知する。

(1) 日 時

令和 4 年 12 月上旬（予定）

(2) 場 所

江田島市役所（予定）

(3) 内容

プレゼンテーション時間は、説明及び質疑応答を含め 30 分程度（予定）

V 参加辞退

参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、令和4年11月17日（木）午後5時までに、辞退届（様式第4号）を提出すること。

VI 選考方法

1 企画提案書等の審査

- (1) 企画提案書の審査は、江田島市移住・定住ポータルサイト改修事業委託業務に係る公募型プロポーザル方式受託者特定審査委員会により行う。
- (2) 応募者について、プレゼンテーション実施後、企画提案書の評価項目に対し評価を行うとともに、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。
審査の結果、合計得点が6割未満で候補者に適していないと認める場合は、候補者を選定しない。
- (3) 評価項目により審査委員による採点を行い、その結果に基づき、評価点数の総合計が最高得点の応募者を事業候補者（優先交渉権者）とし、2番目の得点の者を次点候補者として選定する。最高得点の応募者が複数の場合は、審査委員会の議決により選定する。
- (4) 応募者が1者の場合であっても、審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を事業候補者として選定する。
- (5) 審査結果は応募者に文書にて通知する。
- (6) 審査結果は、原則として公開する。なお、審査結果に対する異議の申立てはできない。

2 失 格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を経過してから企画提案書等を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本募集要項に違反すると認められた場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) そのほか不正行為があった場合
- (6) 選定審査中に、参加資格を満たしていない場合

3 審査基準

評価項目			配点
1 事業推進体制等に関する事項	推進体制	推進体制は、本業務の確実な実行が見込まれるものとなっているか。	5
	事業実績	本業務の確実な実行が見込まれる事業実績を有しているか。	5
	日 程	本業務の確実な実行が見込まれる日程となっているか。	5
	見 積 額	適切かつ妥当な価格提案がなされているか。	5
2 サイト改修に関する	改修内容は、仕様に定める必須事項の要求水準を十分に満たしているか。		5
	サイトの全体的な雰囲気・イメージ（ビジュアルイメージ）が、移住・定住希望者に訴		5

事項	求力が高いと思われるものになっているか。	
	重点ターゲット層である子育て世代や移住・定住に向けた意欲の高い方，地域づくりへの参画意欲のある方への訴求力が高いと思われるものになっているか。	10
	「都市圏にアクセスしやすい温暖な瀬戸内の島」，「人が活発に活動する元気な島」という本市のイメージをPRできるものとなっているか。	10
	提案するサイト改修案のコンセプト及びサイトの全体構成案は，効果が高いと見込まれるものとなっているか。	15
3 運用面のフォロー	SEO対策など，移住・定住希望者がサイト「hodohodo」を見つけるための効果的な工夫が施されているか。	10
	サイトの運用担当職員に対する研修の実施回数，研修内容及び質問がある場合の対応方針は妥当なものか。	5
	サーバーのシステムトラブルや機器更新などにより，運用上のトラブルが生じた場合の保守に関する対応方針は妥当なものか。	5
4 その他	その他，効果が高いと見込まれる独自提案事項が提示されているか。	15
合計		100

Ⅶ その他

- 1 企画提案書の作成，応募，プレゼンテーションへの参加など，本プロポーザル提案に要する費用は参加者の負担とする。
- 2 提出された書類等は，返却しない。なお，提出された書類等は，本市において，審査及び説明の目的のため複写して使用できることとする。ただし，応募者に無断で本プロポーザルの審査以外に使用しない。
- 3 提出した企画提案書と見積書の提出期限後の差替え，追加，削除等は，認めない。